令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 10 号)」の概要

１　令和８年度税制改正における租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い改正前の租税特別措置法第 41 条の 17 第４項の規定が第 41 条の 17 第３項に移動することから、「第四十一条の十七第四項」と規定している部分を「第四十一条の十七第三項」に改正し、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）の改正に伴い租税特別措置法施行規則第 18 条の 23 の２の２が削除されることから、「及び第十八条の二十三の二の二第十五項に規定する書類又はこれらの」と規定している部分を「に規定する書類又は当該」に改正する。

２　この告示は、令和８年４月１日から適用する。ただし、第６号の改正規定は、令和９年１月１日から適用する。